

飛騨市特定建設工事共同企業体取扱要領

平成16年2月1日

告示第11号

(趣旨)

第1条 この告示は、飛騨市が発注する建設工事のうち大規模であって技術的難度の高い工事において、工事の特性に着目して結成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)を活用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 共同企業体を活用できる工事(以下「対象工事」という。)は、次に掲げる施設に係る工事のうち、原則として、技術力の結集等により効果的に工事施工が確保できると認められる工事並びに優良な中小企業者の経営力及び施工力の強化を図るために必要と認められる工事であって、かつ、当該工事費が次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める金額以上のものとする。

- (1) ダム、橋梁、トンネル、せき、下水道及び排水機場等の土木構造物 3億円
- (2) 建築物 3億円
- (3) 設備 1億円

2 前項各号に掲げる施設に係る工事で、当該施設の工事費が前項各号に掲げる金額の2分の1を超え、かつ、特殊な技術等を要する工事であって確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要があると認められるものについては、対象工事とすることができるものとする。

(構成員の要件等)

第3条 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

2 共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 発注する工事に対応する業種について、建設工事入札参加資格者名簿に登録された建設業者(以下「有資格業者」という。)であること。
- (2) 発注する工事に等級区分が設けられている場合は、最上位の等級に認定されている有資格業者であること。

- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)別表に規定する許可業種のうち発注する工事に対応する業種について、許可を受けて3年以上営業していること。
- (4) 発注する工事を構成する工種の一部を含む工事について元請負として施工した実績を有し、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (5) 建設業法別表に規定する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

3 共同企業体は、次の各号を満たさなければならない。

(1) 出資比率

共同企業体による施工は共同施工方式とし、構成員の出資比率は、ア又はイに掲げる構成員数に応じ、ア又はイに定める割合を下回ってはいないこと。

ア 2社の場合 30%

イ 3社の場合 20%

(2) 代表者要件

代表者は、構成員のうちでより大きい施工能力を有する者とし、その出資比率は、構成員のうち最大とする。

(入札監視委員会の意見聴取)

第4条 市長は、対象工事に共同企業体を活用しようとするときは、その活用の適否等について、必要に応じ様式第1号により、飛騨市建設工事請負業者等指名委員会の意見を聴くものとする。

(結成方法)

第5条 共同企業体の結成は、自主結成とする。

(資格審査等)

第6条 市長は、第4条により共同企業体を活用することが決定された場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

(5) 資格審査申請書の添付書類

ア 特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)

イ 共同企業体結成の権限を支店長等に委任する場合は委任状

(6) 共同企業体の構成、結成方法、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件

(7) その他市長が必要と認める事項

2 共同企業体に参加を希望する有資格者は、前項の公示によって定められたところにより、資格審査を様式第3号により申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請を受けた共同企業体について、第3条の規定に適合する者を当該工事の入札に参加する資格を有する共同企業体として認定するものとする。

(契約締結後の提出書類)

第7条 市長は、契約を締結した共同企業体から、当該契約締結後速やかに次の書類を提出させるものとする。

(1) 運営委員会規則

(2) 職員編成表(様式第4号)

(3) 使用機械器具の調達計画(様式第5号)

(補則)

第8条 この告示の適用に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この告示は、平成16年2月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

	飛騨市建設工事請負業者等指名委員会		年 月
			日
否の理由			

入札参加資格要件等設定資料

対象工事

技術力の結集等により効果的に工事施工が確保できると認められる工事

優良な中小企業者の経営力・施工力の強化を図るために必要と認められる工事

No.	事業年度	事業概要				工事概要 (工事目的規格、 構造、工法)	特定建設 工事共同 企業体活 用の理由	活用の適 否
		事業名		路線、河 川名等				
1	年度 から	事業名		路線、河 川名等				適・否
	年度 まで	施工場所		工期	日			
	設計金額	円	入札方式					
2	年度 から	事業名		路線、河 川名等				
	年度 まで	施工場所		工期	日			
	設計金額	円	入札方式					
3	年度 から	事業名		路線、河 川名等				
	年度 まで	施工場所		工期	日			
	設計金額	円	入札方式					
	年度 から	事業名		路線、河 川名等				
	年度 まで	施工場所		工期	日			
	設計金額	円	入札方式					

	年度 から 年度 まで	事業名		路線、河 川名等				
		施工場所		工期	日			
		設計金額	円	入札方式				

様式第2号(第6条関係)

特定建設工事共同企業体協定書(甲)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) ○○発注に係る○○建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産

を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承諾がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責任に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるもの

とする。

〇〇建設会社外〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

様式第3号(第6条関係)

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

飛騨市長あて

共同企業体の名称

構成員 住所
(代表者)

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住所

商号又は名称

代表者氏名

この度、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため特定建設工事共同企業体を結成したので、特定建設工事共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

注 別表の機器について本様式により作成する。

別表

番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	ブルドーザー (トラクターを 含む。)	13	アースオー ガー	29	コンクリート ミキサー
2	モータースク レーパー	14	地下連続壁施 工用機械	30	トラックミキ サー
3	被けん引スク レーパー	15	グラウト機械 (グラウトポン プ、グラウトミ キサー等を含 む。)	31	コンクリート ポンプ(コンク リートプレッ サーを含む。)
4	ショベル系掘 削機(パワー ショベル、バッ クホウ、ドラグ ライン、クラム シェル等を含 む。)	16	ボーリングマ シン(さく井機 等を含む。)	32	コンクリート 振動機
5	連続式掘削機 (バケットホ イールエクス カバーター、ト レンチャー等 を含む。)	17	さく岩機(ブ レーカーを含 む。)	33	アスファルト プラント
		18	ドリルジャン ポ	34	アスファルト フイニッ シャー
6	トラクター ショベル	19	クローラード リル及びワゴ ンドリル	35	アスファルト ディストリ ビューター
7	ダンプトラッ ク類(ダンプト ラック、ダンプ カー、ダンパー	20	シールド掘進 機	36	コンクリート フイニッ シャー
		21	トンネル掘進	37	コンクリート

			機		スプレッダー
		22	モーターグ レーダー	38	しゅんせつ船
9	固定式クレーン(タワークレーン、デリッククレーン、ジブクレーン、門形クレーン、ケーブルクレーン等を含む。)	23	ロードローラー	39	起重機船(くい打ち船を含む。)
		24	タイヤローラー	40	土般船
10	工事用エレベーター及びリフト	25	振動ローラー	41	引船
11	くい打機及びくい抜機(ディーゼルパイルハンマー、振動パイルドライバー、気動ハンマー等を含む。)	26	小型振動締め機(振動コンパクター、ランマー、タンバー等を含む。)	42	空気圧縮機
		27	砕石機		
12	大口径掘削機(アースドリル、リバースサーキュレーションドリル等を含む。)	28	コンクリートプラント		